

○新見市再造林促進事業奨励金交付要綱

令和6年3月29日

告示第53号

(趣旨)

第1条 この告示は、森林の多面的機能維持と継続的な森林資源の循環利用を図ることを目的として、皆伐後の再造林に対し、予算の範囲内で新見市再造林促進事業奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することについて、新見市補助金等交付規則（平成17年新見市規則第63号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 奨励金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 自己が所有又は管理する森林において、再造林を行った者
- (2) 新見市納税等に係る公平性の確保に関する条例（平成24年新見市条例第28号）第2条に規定する特別措置の対象とならない者

(交付対象事業)

第3条 交付の対象となる事業は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 国・県の造林補助事業等を受けていること
- (2) 皆伐後の市内山林（公有林を除く）0.1ヘクタール以上に新見市森林整備計画で定められた樹種を植栽する事業

(奨励金の額)

第4条 奨励金の額は、再造林面積1ヘクタールあたり10万円を乗じた額とする。

2 奨励金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 奨励金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、事業の完了後速やかに新見市再造林促進事業奨励金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 第3条第1号であることを証明する書類（補助金配付通知書の写し等）
- (2) 納税等状況調査同意書
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請は、申請年度の前年度に完了した交付対象事業及び過年度から継続して申請年度に完了した交付対象事業についても行うことができるものとする。

(交付決定及び奨励金額の確定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは奨励金の額を決定し、新見市再造林促進事業奨励金交付決定及び確定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(奨励金の請求及び交付)

第7条 申請者は、前条の規定による通知を受けたときは、新見市再造林促進事業奨励金請求書（様式第3号）を市長に提出するものとし、市長は、これに基づき速やかに奨励金を交付するものとする。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、この奨励金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。